

# TAX NEWS

## ～シェアリングエコノミーへの対応～

国税庁は、6月に「シェアリングエコノミー等新分野の経済活動への的確な対応」をホームページ上で公表しました。シェアリングエコノミーとは、個人などが保有する活用可能な資産をインターネット上のプラットフォームを介して提供する活動のことです。公表した背景には、パソコンやインターネットなどの情報通信ネットワークの発展・普及に伴い、ビジネスの実態が大きく変化していることがあります。例えば、クラウドサービスが普及したことによるデジタル・コンテンツの配信・利用、スマートフォンやタブレット端末の普及によるシェアリングエコノミーや暗号資産（仮想通貨）取引の増加です。

また、このような取引はネットワーク上で行われているもので、①広域的・国際的な取引が容易②足が速い③取引の実態が分かりにくい④申告手続きに馴染みのない方も参入が容易である、などといった特徴を有しているため、こうした取引に対して国税庁としての的確に対応しなければ、適正な申告を行っていない納税者を見逃すことになるという意図もあるようです。

国税庁が公表している平成29年度所得税の調査では、インターネット取引を行っている個人に対する実地調査を2,015件実施し、1件あたりの追徴税額は約186万円、総額で約37億円を追徴課税したとあります。実地調査の主な内訳は、ネット通販616件（30.6%）、ネットオークション435件（21.6%）、ネット広告241件（12.0%）、ネットトレード336件（16.7%）です。取引内容も多岐にわたり、追徴課税額も増加してきていることも大きな要因と考えられます。

そこで国税庁は、こうした分野に係る情報を的確に把握し、適正な課税の確保を行うための取り組みを示しています。具体的には、（1）自発的な適性申告の履行を呼びかける必要のある納税者に対しての行政指導の実施（2）大口・悪質な申告漏れ等が見込まれる納税者への厳正な調査の実施です。

（1）は、課税上問題があると見込まれる納税者のうち、自発的な適性申告の履行を促す観点から、必要があると認められる納税者に対しては、お尋ね文書を送付するなどして取引の内容について確認し、効果的・効率的に実施するため、担当部署の設置も検討するといった内容です。

（2）は、調査において必要がある場合には、反面調査や租税条約などに基づく外国当局への情報提供要請を行い、的確に証拠収集や事実認定を行う。また、調査でデジタル・データを取り扱う必要がある場面などにおいては、国税局及び税務署に配置された情報技術専門官も的確な証拠の保全に努めるといった内容です。

前述したように、動画配信、暗号資産（仮想通貨）取引、インターネット広告などにより多額の利益を得ているにも関わらず、申告がされていない事例等が散見されたため、国税庁はより一層厳しい対応をするようになってきています。情報通信ネットワークの発展に伴い、様々な取引により収入を得ることが可能となっているからこそ適正な申告が必要です。申告に関して不明点がありましたら、担当者にお問い合わせください。

国税庁が公表したシェアリングエコノミーの内容は、国税庁のホームページで確認できますので、興味がありましたらぜひご覧ください。

（文責：岡崎 優一）